

## 第1回部会を踏まえた条例要綱案について

項目	第1回部会での主な委員意見	条例要綱案
1 名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「クロスボウ」よりも「<u>ボーガン</u>」の方が分かりやすい。新聞も「ボーガン」と表記している。</li> <li>・「適正な使用」とはどういうことか分かりにくい。</li> </ul>	<p>「クロスボウの適正な管理と使用に関する条例」→「<u>ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に使用されている「ボーガン」（広辞苑記載）を使用。（広辞苑にクロスボウ、ボウガンの記載なし）</li> </ul> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <p>(参考) ボーガン・・・神戸新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、日経新聞、NHK、サンテレビ  ボウガン・・・読売新聞、読売テレビ、滋賀県条例(S60)、島根県条例(S60)、宮崎県条例(S60)  クロスボウ・・・茨城県条例(H27)、静岡県条例(H13)、兵庫県条例(R2)  ボウガン、クロスボウ・・・石川県条例(H25)</p> </div> <p style="text-align: right;">※「条例」は、いずれも青少年愛護条例に基づく告示における使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全な使用及び適正な管理」に修正</li> </ul>
2 目的		<p>ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するため、ボーガンを使用する者等の責務を定めるほか、ボーガンの取得に係る届出等の措置を講ずることにより、安全で安心な県民生活の確保に寄与し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成を図ることを目的とする。</p>
3 規制の対象 (定義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が、<u>届出義務があるかどうかを判別できることが必要</u>。 「エネルギー0.07kgf・m/cm<sup>2</sup>以上」では分からないのではないかと。</li> </ul> <p>【事務局案】兵庫県青少年愛護条例を準用</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm<sup>2</sup>以上（※）のもの</p> <p>（※）矢を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から3mの距離にある四隅を支えた新聞紙5枚を貫通する力に相当</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年愛護条例より、危険性の高いものに限定すべき。若しくは、2段階に分けて規制をしてはどうか。</li> <li>・青少年愛護条例基準と異なる基準では混乱するので合わせるべき。</li> </ul>	<p>「ボーガン」とは、引き金を引いて矢を発射させることができる弓で、矢を装填したときに弦にかかる重さ（7において「弦の引き重量」という。）が30ポンド以上のものをいう。</p> <p>【基準をエネルギーから弦の引き重量に変更する理由】</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「弦の引き重量（ポンド：LBS）」は、市販されているボーガンのほとんどに表示されており、県民が購入時に確認できる性能である。矢の種類や使用方法に影響されない数値であり、表示のない場合でも、本人または地域安全課で計測できる。（※運動エネルギー量は製品への表示がなく、計測も困難で不確定）</li> <li>・「30ポンド以上」とすることで、<u>事実上、全てのボーガン（おもちゃ用を除く）を規制対象とすることができる</u>。（ボーガンは主にアメリカなど海外で生産されているが、30ポンド未満のもの製造は確認されず、国内での販売も確認されていない。また、日本ボウガン射撃協会及び日本クロスボウ協会に確認したところ30ポンド未満のものは存在しないとの回答を得ている。）</li> <li>・「50ポンド」のボーガンから発射された矢の運動エネルギー量を兵庫県立工業技術センターで鑑定すると0.42kgf・m/cm<sup>2</sup>となり、30ポンドのボーガンに換算すると0.21kgf・m/cm<sup>2</sup>となる。この運動エネルギー量は、人体への傷害を与えないとされる0.2kgf・m/cm<sup>2</sup>は上回るものの、銃刀法上の「人を傷害し得る弾丸の運動エネルギー（0.36kgf・m/cm<sup>2</sup>）」や「人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギー（2.0kgf・m/cm<sup>2</sup>）」は下回るものとなっている。</li> </ul> </div>
4 県の責務		<p>県は、ボーガンの安全な使用及び適正な管理を図るために必要な県民の意識の啓発その他の施策を実施するものとする。</p>
5 利用者等の責務		<p>ボーガンを使用し、又は所持する者（以下「利用者等」という。）は、ボーガンの使用により人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすことがあることを十分に認識した上で、ボーガンを使用し、又は管理しなければならない。</p>

6 事業者の責務		<p>ボーガンの販売を業とする者（以下「事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、ボーガンの安全な使用と適正な管理を図るために必要な啓発を行うように努めるとともに、県が実施するボーガンの安全な使用及び適正な管理に関する施策に協力しなければならない。</p>
7 取得の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者が未成年者の場合の届出義務者についても規定すべき</li> <li>・届出後の状況、矢の本数、廃棄についても把握する必要がある。</li> </ul>	<p>(1) ボーガンを取得した者は、その取得した日から 14 日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、ボーガンの販売その他規則で定める目的で取得した場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 氏名又は名称及び住所</li> <li>② ボーガンを取得した日</li> <li>③ 取得したボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量</li> <li>④ ①から③までに掲げるもののほか、規則で定める事項（例：取得した者が 18 歳未満である場合はその保護者 等）</li> </ul> <p>(2) (1)による届出をした者は、当該届出に係るボーガンを譲渡し、廃棄し、若しくは紛失したとき又は(1)①又は④に掲げる事項に変更があったときは、その日から 14 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>【意見への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者が未成年者の場合の届出義務者については規則で規定。</li> <li>・変更、廃棄の場合も届出義務を課すことで、状況を把握する。</li> </ul>
8 安全な使用		<p>(1) 使用者等は、ボーガンを使用するときは、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。</p> <p>(2) 使用者等は、ボーガンを公園、道路、駅などの公共の場所、又は電車、乗合自動車などの公共の乗り物で使用してはならない。</p> <p>(3) 使用者等は、ボーガンの発射部分を人及び動物に向けてはならない。</p> <p>(4) 使用者等は、ボーガンを発射するとき以外は、矢を装填してはならない。</p>
9 適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄の方法も規定する必要があるのではないか。</li> </ul>	<p>(1) 使用者等は、ボーガンを携帯し、又は運搬するときには、そのボーガンに覆いを被せ、又は容器に格納しなければならない。</p> <p>(2) 使用者等は、ボーガンを保管するときには、不特定の者が容易に持ち出せない、又は使用することができない状態にしておかななければならない。</p> <p>(3) 使用者等は、ボーガンを廃棄するときには、他の者がそのボーガンを使用できない状態又は外部からそのボーガンが見えない状態にしておかななければならない（廃棄物処理業者に処分を委託する場合を除く。）。</p>
10 情報の提供及び研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者に届出義務を課す目的を、条例上に明確にしておく必要がある。</li> </ul>	<p>知事は、ボーガンの使用者等に対し、ボーガンの安全な使用及び適正な管理のための必要な情報の提供や、研修の実施等を行うものとする。</p>
11 販売等の手続		<p>(1) 事業者は、ボーガンを販売するときは、そのボーガンを購入する者（以下この 11 において「購入者」という。）の氏名又は名称及び住所の確認をしなければならない。</p> <p>(2) 事業者は、購入者に対して、その販売に係るボーガンの安全な使用及び適正な管理に関し必要な事項を説明しなければならない。</p> <p>(3) 事業者は、次に掲げる事項を記載した管理台帳をその販売した日から 3 年間備え付けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① (1)により確認した購入者の氏名又は名称及び住所</li> <li>② ボーガンを販売した日</li> <li>③ 販売したボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量</li> <li>④ ①から③までに掲げるもののほか、規則で定める事項</li> </ul>

12 報告徴収及び立入調査		<p>(1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、使用者等又は事業者その他関係者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>(2) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所、営業所その他の事務所に立ち入り、管理台帳、書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>(3) (2)により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>(4) (1)及び(2)による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはいけない。</p> <p>※立入り検査は事業者（事業所）のみとし、県民（住居）は除く。</p>																																																												
13 関係機関等への要請		<p>知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町の長、地域の団体その他の者に協力を求めることができる。</p>																																																												
14 罰則	<p>[事業者への罰則]</p> <p>・所有者とのバランスから、事業者に対しても罰則を科すべき。</p> <p>[県外事業者への規制・罰則]</p> <p>・県外業者（インターネット販売）への規制については、①禁止行為を行っているわけではないこと、②業者の実態が把握できず実効性が乏しいこと、を考慮すると、少なくとも罰則を科すことは避けるべき。</p>	<p>次の①から④までのいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>① 7による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>② 11(3)に違反して管理台帳を備えず、又は管理台帳に必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者</p> <p>③ 12(1)による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>④ 12(2)による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>・罰則適用は下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1377 930 2401 1262"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>違反内容</th> <th>罰則適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用者等の責務</td> <td>7</td> <td>取得の届出</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>安全な使用</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>適正な管理</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業者の責務</td> <td>11(3)</td> <td>管理台帳備え付け</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11(1)(2)</td> <td>購入者の確認・説明</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>12(2)</td> <td>立入調査</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>共 通</td> <td>12(1)</td> <td>報告徴収</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>・県外事業者(インターネット販売)への規制については、①禁止行為(加害行為)をしているものではないこと、②業者の実態把握が困難で実効性が担保しにくいこと、③購入者に「取得の届出」義務を課すことで条例目的を達成できることから、県外事業者は対象外とする。(県内事業者が県民以外に販売する場合は対象とする。)</p> <p>・県外事業者にも県条例の趣旨、規制内容等の周知を図り、県施策への協力を求める。</p> <p><b>【規制対象】</b></p> <table border="1" data-bbox="1377 1577 1961 1749"> <thead> <tr> <th></th> <th>購入者</th> <th>県 民</th> <th>県民以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県内事業者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県外事業者</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【罰則対象】</b></p> <table border="1" data-bbox="2095 1577 2680 1749"> <thead> <tr> <th></th> <th>購入者</th> <th>県 民</th> <th>県民以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県内事業者</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県外事業者</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[県外の者への適用例（いずれも加害行為）]</p> <p>・コミュニティサイト等を利用して、県外から県内の青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為(本県青少年愛護条例)</p> <p>・徳島県在住者が香川県在住者に対して電話で迷惑行為を行った事件（香川県迷惑防止条例）</p>			違反内容	罰則適用	使用者等の責務	7	取得の届出	○	8	安全な使用	×	9	適正な管理	×	事業者の責務	11(3)	管理台帳備え付け	○	11(1)(2)	購入者の確認・説明	×	12(2)	立入調査	○	共 通	12(1)	報告徴収	○		購入者	県 民	県民以外	販売者				県内事業者	○	○		県外事業者	×	×			購入者	県 民	県民以外	販売者				県内事業者	○	○		県外事業者	×	×	
		違反内容	罰則適用																																																											
使用者等の責務	7	取得の届出	○																																																											
	8	安全な使用	×																																																											
	9	適正な管理	×																																																											
事業者の責務	11(3)	管理台帳備え付け	○																																																											
	11(1)(2)	購入者の確認・説明	×																																																											
	12(2)	立入調査	○																																																											
共 通	12(1)	報告徴収	○																																																											
	購入者	県 民	県民以外																																																											
販売者																																																														
県内事業者	○	○																																																												
県外事業者	×	×																																																												
	購入者	県 民	県民以外																																																											
販売者																																																														
県内事業者	○	○																																																												
県外事業者	×	×																																																												

<p>[条例施行前からの所有者への規制・罰則]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経過措置を設けた上で届出義務を課すことは賛成するが、<u>罰則を科すこと（遡及適用）はやめる方がよい。</u></li> <li>罰則を科している条例はあるが、たまたま訴訟になっていないだけで、最高裁で負ける可能性もある。 特に届出義務違反は“不作為行為”であり、禁止行為を行っているわけではないので慎重にすべき。</li> </ul>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現にボーガンを所有している者は、この条例の施行の日から 90 日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>② 所有するボーガンの型式又は品名及び弦の引き重量</li> <li>③ ①又は②に掲げるもののほか、規則で定める事項</li> </ul> <p>※この規定による届出義務違反（施行前からの所有者）に対しては、罰則は適用しない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>届出を怠っただけで5万円の過料は厳しすぎるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>白山における火山災害による遭難の防止に関する条例（石川県）、子どもを性犯罪から守る条例（大阪府）、動物の愛護及び管理に関する条例（千葉県）など、届出義務違反の罰則として、「5万円以下の過料」を課している条例もあり、本県条例も同水準を案としている。</li> </ul>